

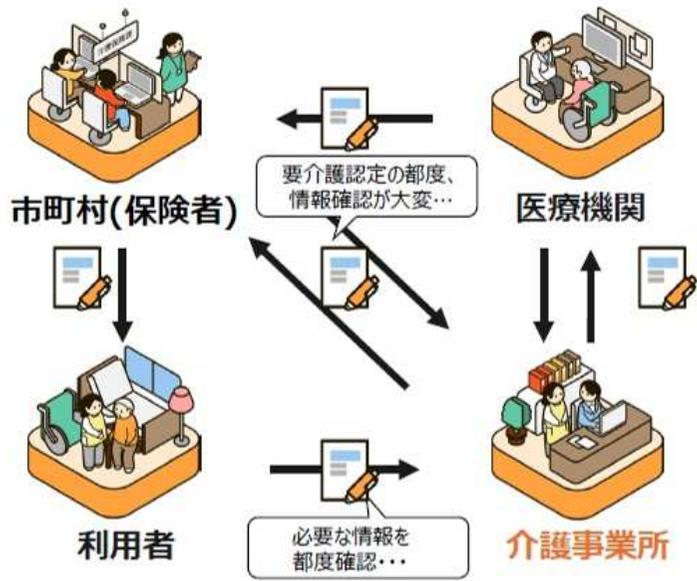
1. 介護情報基盤とは

情報とサービスを連携し、ひとつに

これまで分散していた情報をひとつに集約し、サービス間を連携します。
介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにする仕組みです。

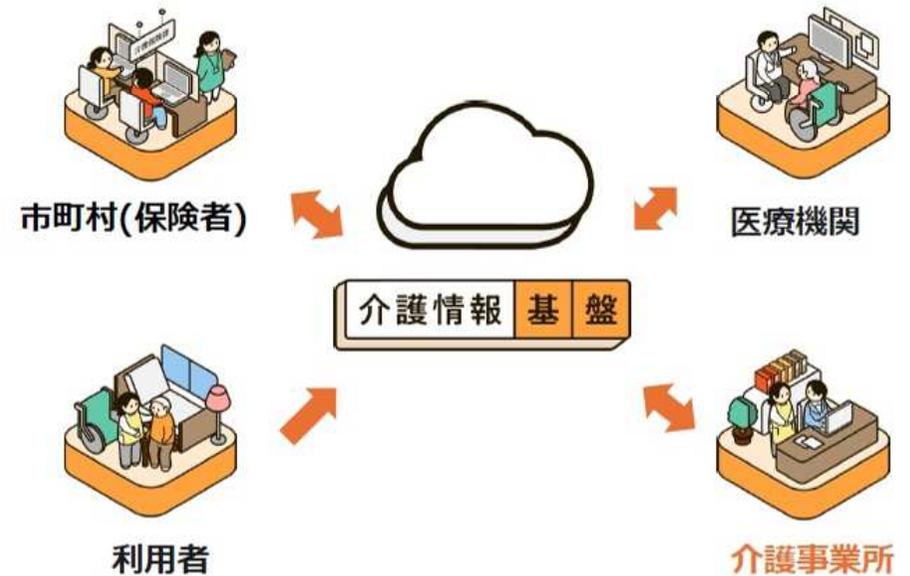
これまで

- 紙でのやりとりが多く負担が多い
- 本来の業務のための時間がとられてしまう



これから

- より少ない負担で、早く正確に業務が行える
- さらに良いサービスを提供できるように



1. 介護情報基盤とは

介護情報基盤の3つのメリット

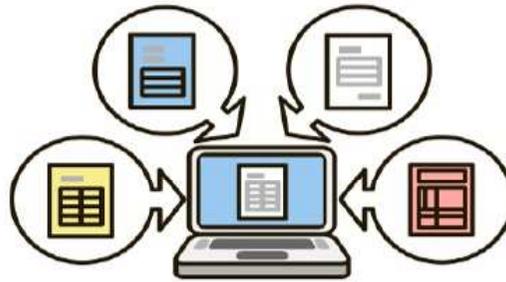
介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

事務作業の効率化



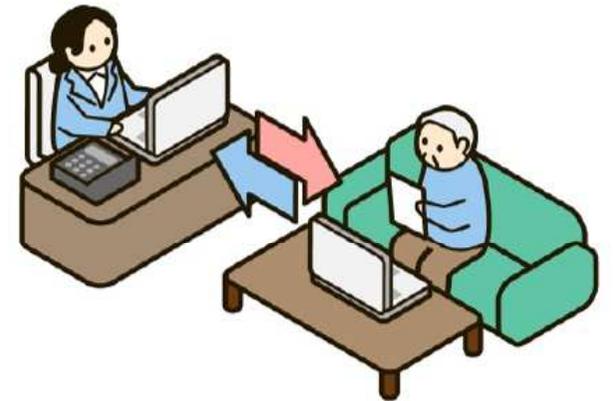
紙での手間や負担のかかる作業が減り、より素早く容易に仕事をこなせます。

情報をひとつに集約



介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの情報を集約し、サービス間で共有できます。

手続きをリアルタイムで



申請・提出・受理などの作業を、郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結できます。

2. 介護事業所のみなさまが実現できること

大きな3つの価値

介護情報基盤の導入で介護事業所が実現できる価値を3点にまとめました。

① いつでも情報を確認



介護事業所職員やケアマネジャーが、要介護認定に必要な情報や、ケアプラン作成に必要な情報などをタイムリーに確認できます。

② やりとりの負担を軽減



給付に必要な情報をデジタル上で確認できるため、利用者・家族に情報を探していただく依頼をしたり、市町村へ問い合わせいただいたりする負担が減ることが期待できます。

③ 質の高いケア



介護に関する情報収集が効率化されることで、本来的な業務に集中できるようになり、介護を受ける人にさらに寄り添ったサービスを提供できます。

2. 介護事業所のみなさまが実現できること

① いつでも情報を確認

介護事業所職員やケアマネジャーが、要介護認定やケアプラン作成に必要な情報を即座に確認可能となります。

オンラインで確認可能

要介護認定情報

介護保険証等
情報

住宅改修費
利用等情報



待ち時間なく・ストレス少なく
情報を得られる

更新・進捗状況など
常に最新の情報を把握



2. 介護事業所のみなさまが実現できること

② やりとりの負担を軽減

利用者・家族・自治体など関係者とのあいだで存在した、紙・電話ベースの大変なやりとりを削減します。



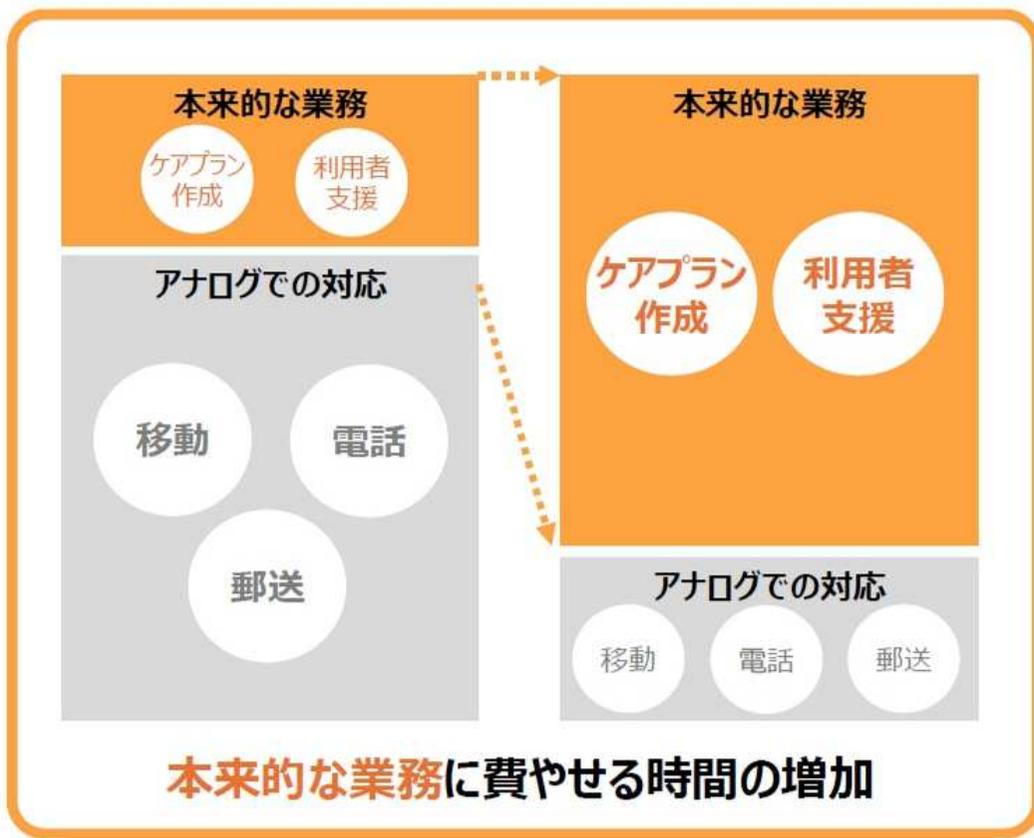
書類の受領・提出・問い合わせの負担が減り、業務が効率化



2. 介護事業所のみなさまが実現できること

③質の高いケア

業務時間が最適化されることで、本質的なケアにより向き合えるようになります。



より介護を受ける人の 思いに寄り添うサービスが可能に

ヒアリング・計画など
大切なことに
時間を掛けられる

ゆとりをもって
利用者に向き合える



活用可能になるまでの流れ（事業所内の準備）

介護情報基盤の活用が可能になるまでの流れは以下の通りです。
STEP 2 については、必要に応じて導入支援事業者の活用が可能です。
詳しくは、[導入準備作業手引き](#)をご確認ください。

1

利用する端末の準備

事業所内に
インターネット接続可能な
端末があるかを確認



2

各種設定



- ✓ 端末に電子証明書をインストールする※
- ✓ マイナンバーカード読み取り機器
あるいはカードリーダーを用意する
- ✓ マイナンバーカード読み取り用アプリの
インストール・設定を行う
- ✓ 介護WEBサービスの設定・
（事業所認証等）
接続確認・ユーザー設定を行う

※介護保険証明書もしくは介護DX証明書が必要です。
オンライン請求システム（医療保険）の証明書とは異なります。

必要に応じて導入支援事業者の活用が可能

活用可能になるまでの流れ

介護情報基盤の活用が可能になるまでの流れは以下の通りです。
各市町村（保険者）の対応状況は、[こちら](#)よりご確認ください。

3

各市町村（保険者）の 対応状況を確認

各市町村（保険者）で
介護情報基盤への接続が始まっているか
どうかの確認を行う



4

最終確認

介護WEBサービスの
設定（事業所認証等）・接続確認・
ユーザー設定等の最終確認を行う



5

活用開始

介護WEBサービスを通じて
介護情報基盤の利用を開始できる



ケアプランデータや
LIFE情報の一部を関係者と
共有できる。
(順次対応)

今後のスケジュール

介護情報基盤への移行までのスケジュール方針を以下に示します。今後、より詳細をお示しします。

	令和7年度（2025年度）		令和8年度（2026年度）		令和9年度（2027年度）		10年度
	10月	4月	1月	4月	1月	4月	
介護事業所 みなし介護事業所	① 介護情報基盤を活用した情報共有を行うには、カードリーダー等の導入や介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。						
医療機関	② 介護情報基盤を活用した主治医意見書の連携を行うには、主治医意見書の電子的送信機能追加などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。						
市町村	① 介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応を令和9年1月1日までに完了します。 ② 介護保険事務システムの標準化対応の終了後、介護情報基盤へのデータ送信を行います。 ③ 市町村のデータ送信が完了次第、介護情報基盤を活用した介護情報の共有が可能になります。						
介護事業所 みなし介護事業所 がやること		① 助成金申請※1	令和8年度以降は未定 介護事業所内のカードリーダー等の導入、介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定など				
医療機関がやること		② 助成金申請※1	令和8年度以降は未定 主治医意見書の電子的送信機能追加など				
市町村がやること	① 介護保険事務システムの標準化対応		★ 介護情報基盤稼働開始日(令和8年4月1日)		★ 標準化対応の適合基準日(令和9年1月1日)		
		② 介護情報基盤へのデータ送信	★ 本格運用開始日(令和10年4月1日)				
		③ 介護情報基盤経由での介護情報の共有※2					

※1 本年度の助成金申請受付は令和8年3月13日までに予定

※2 介護保険事務システムの標準化対応が完了し、介護情報基盤へのデータ送信が完了した市町村が対象

助成金に関する情報発信

医療機関のみなさまが、介護情報基盤をより活用しやすくするため、**各種助成金を準備**しております。

- 令和7年度の助成金申請は令和7年10月17日～令和8年3月13日(予定)です。
令和8年度以降の助成金申請は未定となっています。
- 申請いただいた内容・添付書類をもとに、国民健康保険中央会にて審査を行います。審査及び結果通知は助成金申請日の翌月、振込は助成金申請日の翌々月となります。
- 助成金内容に不備が認められた場合、書類の再提出等が必要となります。不備がないようご注意ください。



助成金申請については[助成金実施要項](#)および[助成金申請手引き](#)をご確認ください。